

## 長野県保険者協議会

### ○保険者協議会の趣旨

都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で医療保険の保険者が共通認識を持ち、連携して地域の特性に応じた保健事業を行う必要があります。

また、生活習慣病対策や、その中でも特に被用者保険の被扶養者に対する対策については、職域保険・地域保険が連携して取り組む必要があります。

そこで、保険者の連携協力と円滑に行い、保険者機能を発揮するため、平成 17 年度に都道府県単位に医療保険の保険者を構成員として、保険者協議会が全国に設置されました。

近年では日本健康会議 2021 の中で、保険者協議会を通じて加入者及び医療者と共に予防・健康づくりの活動に取り組むことが掲げられ、令和 5 年には全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により保険者協議会が必置化され、県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析に関する業務を行うとともに、当該計画の実績に関して意見をすることとされるなど、最近では医療費適正化計画への関わりを強化していくことが求められ、保険者協議会の役割は更に重要性が増しています。

### ○長野県の状況

平成 17 年 7 月 27 日に長野県内の市町村国保、国保組合、政管健保（現協会けんぽ）、組合健保、健保連、共済組合、長野県、国保連合会を構成員として「長野県保険者協議会」が設立されました。

また、平成 21 年 4 月 1 日に長野県後期高齢者医療広域連合が、平成 31 年 4 月 1 日には県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会が参画し、令和 7 年 4 月現在で 111 団体となっています。